

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]

処 分 庁 東広島市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から、平成19年10月24日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更申請却下決定処分についての審査請求に対して、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の審査請求人に対する保護変更申請却下決定処分を取り消す。

審 査 請 求 の 要 旨

1 審査請求人の請求の趣旨は、処分庁が、平成19年9月13日付けで審査請求人に対して行った法第24条第5項において準用する同条第1項の規定による保護変更申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものであって、その理由とするところは、次のとおりである。

(1) 引越しの費用が支給されていない。

(2) 審査請求人は、平成19年8月15日頃、処分庁の担当者に対し、[REDACTED] ガスなど使用することができないので、知人の住宅の2階を借りると伝え、申請書の交付を要求したが受け入れられなかった。転居費用も支給できないと言われた。

(3) 平成19年9月6日に転居したので、相談の途中でいなくなったと処分庁は主張しているが、20日も前から相談していた。何度話しても駄目の一点張りであった。申請書の交付もせず、処分庁は嘘ばかり言っている。

(4) 転居をしてから申請書を出したと言っているが、転居してから処分庁の[REDACTED]氏より、申請書を出しなさいという電話があった。

なお、審査請求人は、証拠として、

本件処分に係る決定通知書の写し1通

本件処分に係る引越費用の領収書2通

本件処分に係る家賃・地代証明書の写し1通

処分庁の担当者等とのやり取りを録音したテープ

を提出した。

2 処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるというのであって、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成19年8月28日以降処分庁に転居の相談をしていたが、相談の途中で、保護変更申請も出さずに突然、[]に転居したものであり、転居までの間、審査請求人は申請書を提出する意思を示さなかった。
- (2) 審査請求人は、[]の知人宅への転居を希望していたが、当該転居には、生活保護制度上、転居費用を支出する理由がない。
- (3) 審査請求人は、東広島市での保護廃止後に、転居費用を求めて、平成19年9月7日に処分庁に保護変更申請（以下「本件申請」という。）をしたものであり、本件申請自体は、他市の住民である者からの申請であるため不当と考えられる。
なお、処分庁は、証拠として、
審査請求人に係る保護台帳の写し1通
審査請求人に係るケース記録票の写し一式
本件処分に係る保護決定調書の写し1通
本件処分に係る保護決定通知書の写し1通
を提出した。

裁 決 の 理 由

- 1 当庁が認定した事実は、次のとおりである。
 - (1) 審査請求人は、平成17年8月22日から生活保護を受給している。
 - (2) 審査請求人は、遅くとも平成19年8月28日に、処分庁の担当者に対し転居の予定を伝えた。
 - (3) 審査請求人は平成19年8月29日に、東広島市の[]から[]へ転居するときの引越費用を支給して欲しい旨、電話で処分庁の担当者に相談した。当該相談に対し、処分庁の担当者は生活保護制度上、引越費用は支給できない旨、回答した。
 - (4) 審査請求人は、平成19年9月5日に[]を退去し、[]に転居した。
 - (5) 処分庁は、審査請求人が所管区域外へ転居したため、平成19年9月6日付けで保護を廃止した。
 - (6) 審査請求人は、処分庁の担当係長の指導により、平成19年9月7日に転居費用の支給を求めて、本件申請を行った。
 - (7) 処分庁は、(6)の本件申請に対し却下の決定をし、平成19年9月13日付けの保護決定通知書（以下「本件通知書」という。）により審査請求人に通知した。本件通知書には、決定年月日として「平成19年9月5日」、決定の内容として「保護変更申請却下」、理由として「その他」と記載されていた。
- 2 本件審査請求に対する当庁の判断は、次のとおりである。
 - (1) 実施責任について

処分庁は、本件申請が、審査請求人の[]への転居後に行われたものであり、本件申請がなされた時点において審査請求人は、処分庁の所管区域内に居住地を有しないことから処分庁への申請は不当であると主張する。

しかし、審査請求人が提出した証拠によれば、審査請求人が主張するとおり、審査請求人の転居後に処分庁の担当係長が保護変更申請書を提出するよう求めていることが認められる。仮に、審査請求人が処分庁の所管区域に居住地を有しなくなった時点で本件申請が行われ、処分庁は審査請求人の保護の実施責任を負わないと判断した場合であっても、生活保護手帳（別冊問答集）によれば、処分庁は、「実施責任があると認められる実施機関に対し改めて申請するよう指導し、一方、すみやかにその実施機関に通知する」こととされている。これに対し、処分庁は、審査請求人が平成19年9月7日に行った本件申請を受理した上で、決定年月日を審査請求人の保護廃止前の平成19年9月5日として本件処分を行っている。これらのことより、処分庁には実施責任がなく、審査請求人の処分庁への申請は不当であるとの処分庁の主張は採用することができない。

(2) 支給要件について

処分庁は、弁明書において、「生活保護制度上、転居費用を支出する理由がない」と主張し、処分庁から提出された審査請求人に係るケース記録票においても、「生活保護手帳」では、(主)の転居の場合、移送費と敷金などを認定できる理由がないため、当所の判断として、保護変更申請は却下することとする」との記載が認められる。

しかし、審査請求人が求める転居費用とは、転居後の住居の家賃、敷金等の住居費及び移送費であると考えられるが、住居費の認定についてはアからウまでのとおり、移送費の認定についてはエのとおり取り扱うことができる旨、厚生省社会局長通知等で定められている。

ア 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第6の4の(1)のウには、「被保護者が真に必要やむを得ない事情により月の途中で転居した場合であって、日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につきそれぞれ1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差しつかえないこと」と定められている。

イ 局長通知第6の4の(1)のカには、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額又はオに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、限度額又はオに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと」と定められている。

ウ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年社保第34号厚生省社会局保護課長通知。）第4の30には、「局長通知第6の4の(1)のカにい

う「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか」という問に対し、答の11に「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」としている。

エ 局長通知第6の2の(7)のアには、「移送は、次のいずれかに該当する場合において他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(サ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること」とされ、同アの(サ)には「被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない」とされている。

したがって、一定の要件に該当する転居費用であれば、住宅費や移送費として支給することができるものであり、処分庁の主張を正当化する理由を見出すことはできない。

(3) そもそも、処分庁は、本件処分に際しては、法第24条第5項で準用する同条第2項に基づき、本件通知書に決定の理由を附さなければならないものであって、(1)又は(2)の主張により本件申請を却下することとなる明確な根拠や具体的な理由を示して審査請求人に通知すべきであるところ、本件通知書の理由には「その他」としか記載されていない。法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たもの(最判昭和38.5.31)であり、このことからすると、本件処分は法が求める理由附記の要件を満たしているとは考えられない。同判例において、取消理由の「記載を欠くにおいては処分自体の取消を免れないものといわなければならない」とされており、本件処分も理由附記の要件を欠いた違法な処分であり、本件処分の取消しは免れない。

3 上記のとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には、理由がある。

よって、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成20年5月28日

広島県知事 藤田 雄山

